

---

## 第3節 計画の推進体制と役割

---

### 1 鹿児島県

---

#### (1) 県医療審議会

医療法第72条に基づき、県保健医療計画の策定や医療提供体制の確保に関する重要な事項を調査審議し、本県の保健医療行政に反映するため、県医療審議会を設置しています。

#### (2) 県保健医療計画策定委員会

県保健医療計画の策定等に関する協議を行うため、県保健医療計画策定委員会を設置しています。

#### (3) 地域保健医療福祉協議会

県保健医療計画の基本方針に沿って、二次保健医療圏における具体的な方策を示すため、地域医療連携計画を策定しています。地域医療連携計画は、これまで県保健医療計画策定の翌年度に各地域で作成していましたが、今回から、県保健医療計画に盛り込み一本化し、第11章「圏域編」として追加しました。

「圏域編」の策定及び進捗管理を行うため、地域振興局・支庁ごとに保健医療等の関係者で構成される地域保健医療福祉協議会を設置しています。

### 2 市町村

---

保健医療サービスの提供に当たっては、住民に身近なところで保健・福祉サービスを提供している市町村と県とが相互に連携し、一体となって施策を展開する必要があります。

### 3 保健医療関係機関等

---

医療機関、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県栄養士会などをはじめとする保健医療福祉関係機関・団体は、地域の保健医療福祉の推進に大きな役割を果たしています。

計画の推進に当たっては、これらの関係機関・団体とのより一層の連携・協力体制の確立を図っていきます。

### 4 その他

---

この計画に基づいて事業を実施するため、必要に応じ、市町村、医療保険者、医療提供施設の開設者等に対して、保健医療に関する情報等の提供を求めています。

また、計画の推進には、本県の実情に即した国の制度や支援が不可欠です。このため、国に対して、制度の充実や改善、保健医療提供体制の整備のための支援を要請していきます。